

「放射性物質測定調査委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約）事業」の令和2年度～令和5年度のデータの訂正について

令和8年3月13日

原子力規制庁

長官官房 放射線防護グループ 監視情報課

## 1. 概要

原子力規制庁が日本原子力研究開発機構(以下、「原子力機構」とする)に委託している表記委託事業において、原子力機構は日本分析センターと再委託研究を締結して放射性セシウムの沈着量測定等の協力を受けている。令和7年10月6日に日本分析センターより、原子力機構へ令和2年度～令和5年度のデータの一部に誤りがあるとの報告があり、その後、訂正対象となるデータ、発見の経緯や発生原因、今後の改善策等をまとめた報告書が原子力機構を通じて当庁に提出された。

## 2. 本件の経緯

標記委託事業では、可搬型 Ge 検出器による放射性セシウム沈着量の in-situ 測定を行うとともに、同一地点で NaI (Tl) サーベイメータにより空間線量率の測定を実施している。得られた両データは、沈着量と周辺線量当量率の相関式を作成し、定点サーベイで得た空間線量率から沈着量を推計するために用いられる。

日本分析センターが、沈着量測定における電子化を図るため、過去のデータを参照していた際、令和5年度の空間線量率データに誤りのあることが判明した。日本分析センターでは、空間線量率をサーベイメータで5回測定した値の平均値として算出していたが、この算出過程で計算を誤り、確認者も誤りを見落としていたと報告されている。そこで、日本分析センター内で記録の残る過去5年間(令和2年度から令和6年度)のデータを再確認したところ、全7件のデータに訂正を要することが分かった。なお、可搬型 Ge 検出器による放射性セシウムの沈着量に関するデータについては、訂正の必要はないことも併せて報告を受けている。

## 3. データ訂正の影響

原子力機構が今回のデータ訂正が報告書に与える影響を調査した結果、令和2～5年度に提出済の報告書において、放射性セシウム沈着量 (Bq/m<sup>2</sup>) マップ (別紙1、令和6年度調査) を差し替えるなどの大幅な改変は生じないことを確認した。一方、一部の報告書では別紙2のとおり軽微な記載修正が必要となるとの報告を受けている。なお、訂正箇所は、報告書に示される空間線量率マップや自動車走行サーベイ、航空機サーベイ等を統合したマップの作成には使用していない。

訂正対象を含む空間線量率データは、令和7年9月3日の原子力規制委員会あるいはホ

ームページで公表されている空間線量率データやマップには含まれていない。また、「放射性物質モニタリングデータの情報公開サイト」(EMDB)においても、沈着量のデータやマップについては可搬型 Ge 検出器で実測したデータのみが掲載されており、今回の訂正による影響はない。

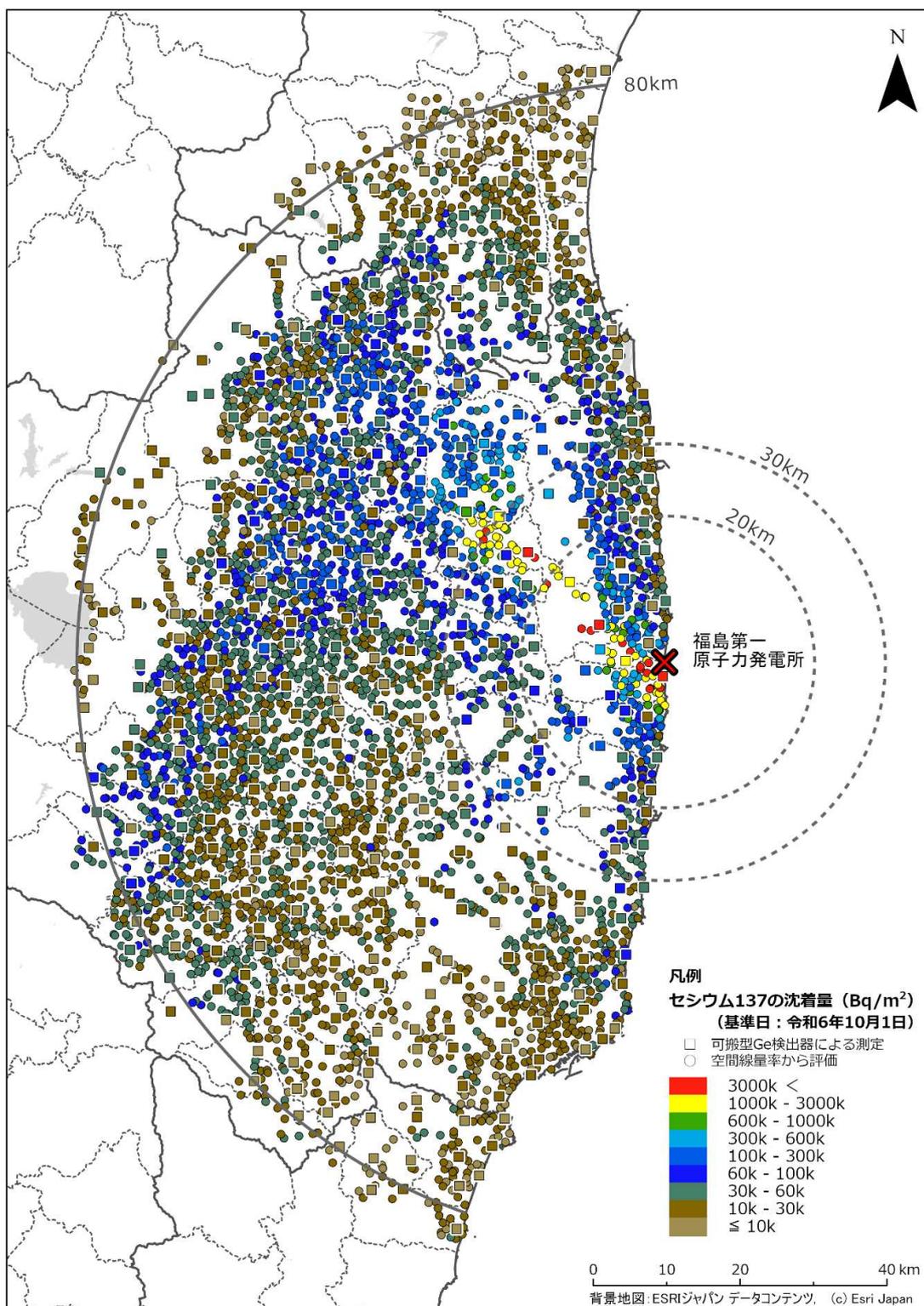
#### 4. 再発防止策と今後の対応

日本分析センターからは、提出された報告書の中では以下の再発防止策が示された。

- ・調査員全員を対象に誤りの経緯および平均値の計算確認の重要性について周知する。
- ・当該作業においては複数名による確認を徹底する。
- ・必要に応じて教育・指導を実施することにより、確認体制の強化を図る。

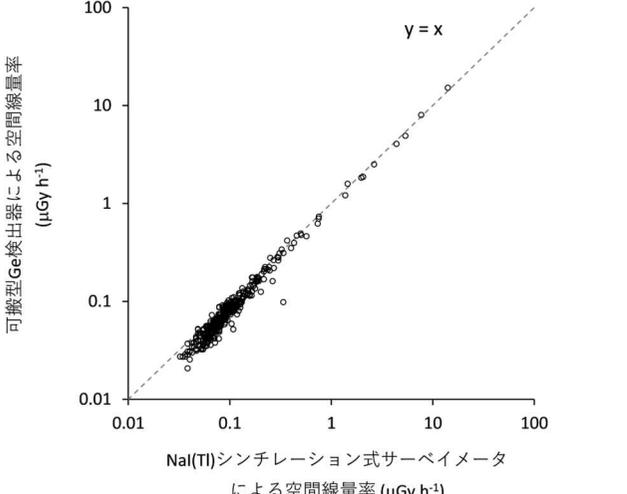
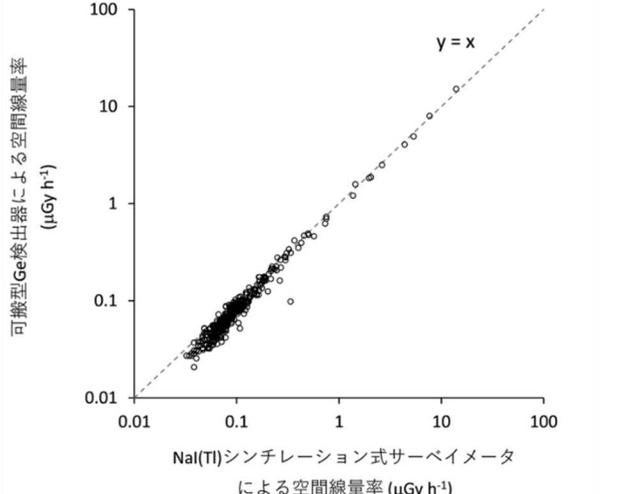
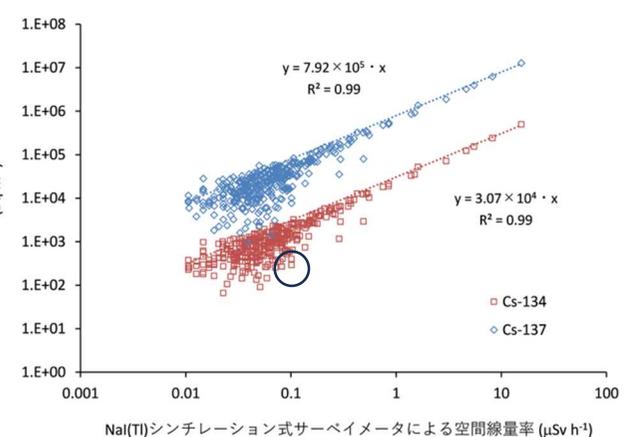
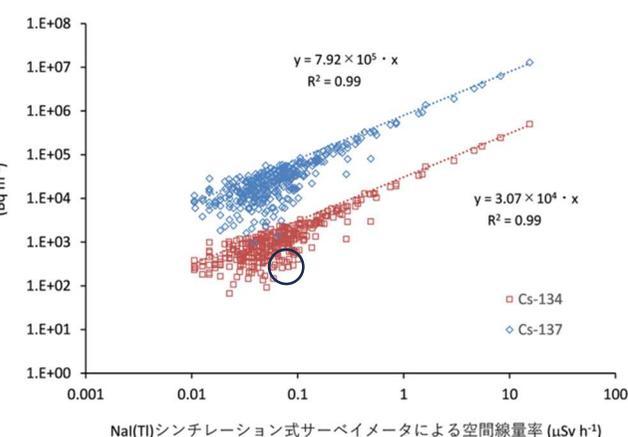
原子力機構においては、従前より計画書の確認や測定開始時の職員同行を通じて、測定の実施状況を把握していたが、今回の事案を踏まえ、提出される計画書および測定の一部への職員同行を通じて、日本分析センターにおける再発防止策の実施状況を含め、測定が適切に遂行されることを確認することとしている。

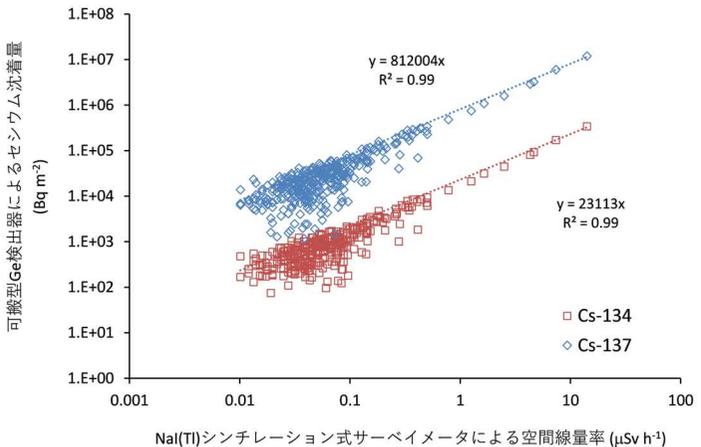
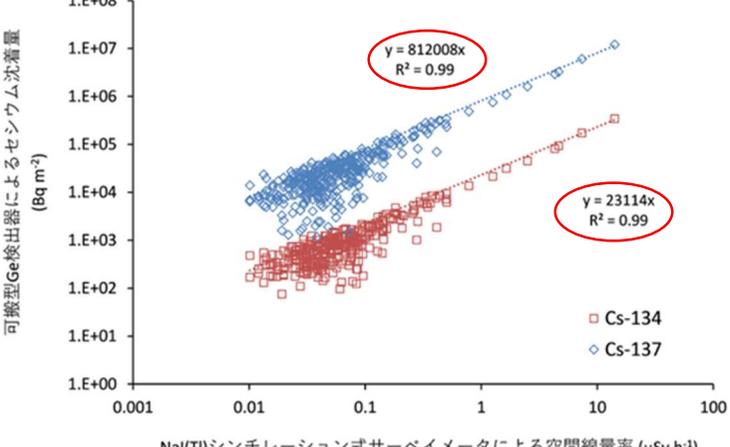
令和 6 年度調査における Cs-137 の土壌沈着量分布マップ

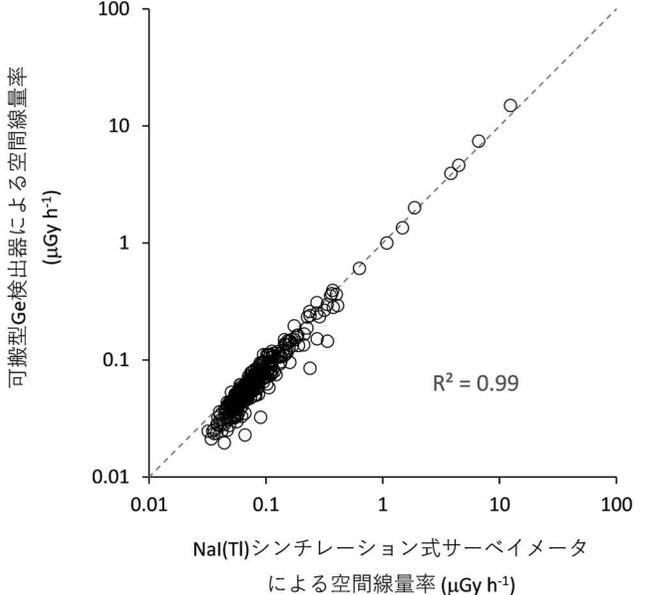
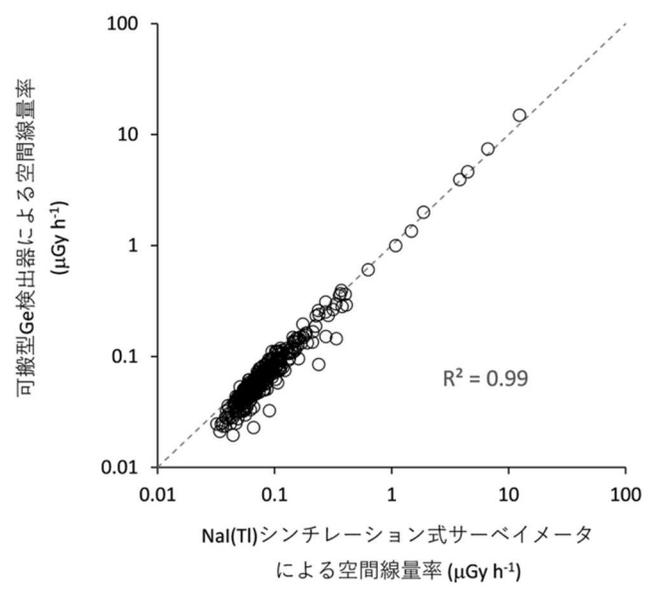


可搬型 Ge 検出器を用いた in-situ 測定による沈着量 (□、約 350 箇所) の他に、空間線量率 (周辺線量当量率) から相関式を用いて評価した沈着量 (○、約 5,000 箇所) を追加している。

放射性物質測定調査委託費及び原子力施設等防災対策等委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約）事業成果報告書の一部修正について（正誤表）

年度	修正箇所	誤	正	備考
令和2年度	図 4-13			データ点は重なり合っており、訂正前後の違いは視認できない。
令和3年度	図 4-10			黒丸囲み部分にあるデータ点の移動が視認できる。

年度	修正箇所	誤	正	備考
令和4年度	4.2.3 項の本文中 P56、8～9 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>セシウム 134 : <math>y=23113x</math></li> <li>セシウム 137 : <math>y=812004x</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セシウム 134 : <math>y=23114x</math></li> <li>セシウム 137 : <math>y=812008x</math></li> </ul>	下線部
	図 4-10			<p>赤丸囲み部分の相関式について、係数の修正が必要となる。</p> <p>一方、訂正のあったデータ点は重なり合っているため、訂正前後の違いは視認できない。</p>

年度	修正箇所	誤	正	備考
令和5 年度	図 4-8	 <p>可搬型Ge検出器による空間線量率 (<math>\mu\text{Gy h}^{-1}</math>)</p> <p><math>R^2 = 0.99</math></p> <p>NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ による空間線量率 (<math>\mu\text{Gy h}^{-1}</math>)</p>	 <p>可搬型Ge検出器による空間線量率 (<math>\mu\text{Gy h}^{-1}</math>)</p> <p><math>R^2 = 0.99</math></p> <p>NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ による空間線量率 (<math>\mu\text{Gy h}^{-1}</math>)</p>	データ点は 重なり合っ ており、訂正 前後の違い は視認でき ない。